2025(令和7)年度

明日葉学童クラブ鷺宮利用案内

利用者募集要項

申請の際には募集要項をよくお読みになり、間違いのないようにお願いいたします。
※募集要項及び申請書類が2024年度の内容から変更されていますのでご注意ください。2025年度用の書類をお使いください。
書類が全て揃ってからの受付となります。受付期間をご確認いただき、早めの準備をお願いします。
※第1期申請受付期間内に申請した場合、審査結果は2月初旬に郵送でお知らせします。

明日葉学童クラブ鷺宮

電話番号　03-3223-8106

2025年度 区立(公設民営)学童クラブ

下記２５施設は、区立（公設民営）学童クラブです。区立学童の入会を希望される方は、本利用案内をお読みのうえ、必要な手続きをしてください。

◎キッズ・プラザ併設の学童クラブです。　　◇学区は参考

No.	学童クラブ名	キッズ	定員	電話	所在地	◇学区
1	みなみの	◎	100	3381－0162	弥生町4－27－11 みなみの小学校内	みなみの
2	南　台	◎	100	未定	南台3－44－9 南台小学校内	南台
3	中野第一	◎	100	3372－0011	本町3－16－1 中野第一小学校内	中野第一
4	桃　園		40	3373－0380	本町2－32－14 朝日が丘児童館内	
5	谷　戸	◎	80	3361－3772	中野1－26－1 谷戸小学校内	谷戸
6	塔　山	◎	80	3363－3578	中央1－49－1 塔山小学校内	塔山
7	中野本郷		53	3384－4449	本町4－8－16 宮の台児童館内	中野本郷
8	桃　花	◎	100	3383－5731	中央5－43－1 桃花小学校内	桃花
9	桃園第二		76	3367－8106	中野6－10－6 文園児童館内	桃園第二
10	白　桜	◎	60	5380－2710	上高田1－2－28 白桜小学校内	白桜
11	令　和	◎	100	5380－5515	新井4－19－26 令和小学校内	令和
12	新　井		30	3389－5438	新井5－4－17 新井薬師児童館内	
13	江　原	◎	60	3951－6025	江原町1－39－1 江原小学校内	江原
14	江 古 田	◎	50	3385－7955	江古田2－13－28 江古田小学校内	江古田
15	緑　野	◎	63	5345－7470	丸山1－17－1 緑野小学校内	緑野
16	平和の森		80	3387－8836	新井2－48－10 野方児童館内	平和の森
17	北　原		72	3337－9632	野方6－35－13 北原児童館内	北原
18	啓　明		80	3330－3261	大和町2－8－12 大和児童館内	啓明
19	大　和		80	3330－5399	大和町4－14－9 大和西児童館内	美鳩
20	美　鳩	◎	100	3330－5921	大和町4－26－5 美鳩小学校内	
21	鷺 の 杜	◎	100	3223－1075	鷺宮4－7－3 鷺の杜小学校内	鷺の杜
22	西 中 野		40	3339－9826	白鷺3－15－5 西中野児童館内	
23	武 蔵 台	◎	80	3970－0440	上鷺宮5－1－1 武蔵台小学校内	武蔵台
24	かみさぎ		71	3998－0074	上鷺宮3－9－19 かみさぎ児童館内	上鷺宮

※令和7年4月から、南台小学校新校舎内にキッズ・プラザ南台を開設し、南台学童クラブを併設します。南台学童クラブの開設に伴い、多田学童クラブ及び新山学童クラブは閉鎖となりますが、南台学童クラブへの利用希望の方は、多田学童クラブ及び新山学童クラブで申請を受け付けます。

※各学童クラブの定員については今後変更となる可能性があります。

2025年度 民間(民設民営)学童クラブ

下記１８施設は、民間（民設民営）学童クラブになります。左側の区立学童クラブとは、申請方法・申請期間・申請書類等が異なりますので、希望の学童クラブに確認のうえ、直接お申し込みください。

◇学区は参考

No.	学童クラブ名	定員	電話	所在地	学区(参考)
1	コンビプラザ中野南台 キッズクラブ	35	5342－1730	南台3－6－17クリスタルコート2F	みなみの 南台
2	トレジャーキッズクラブ 中野新橋校	40	3375－0228	弥生町2－10－1霜田ビル2階	中野第一 中野本郷
3	にじいろ ほんごう	55	6454－1290	本町4－39－6TNビル2F	中野本郷
4	にじいろ なかの	45	6272－3290	中野6－15－8	桃園第二
5	にじいろ あいロード	35	3387－1455	新井1－35－11大橋ビル1階	令和
6	にじいろ のがた	75	5942－6002	沼袋3－13－2旧沼袋小学校内	平和の森 緑野
7	中野江原こどもクラブ	41	3950－0517	江原町2－19－5	江原
8	明日葉学童クラブ鷺宮	40	3223－8106	鷺宮4－37－14	鷺の杜、武蔵台 上鷺宮
9	にじいろ はくおう	41	3386－1301	上高田1－17－5	白桜
１０	民間学童クラブ ピノキオハウス	28	5318－5405	丸山1－6－3	緑野
１１	にじいろ江古田の杜	41	5942－5305	江古田3－14－1 プライムメゾン江古田の杜ウエスト2F	江古田
１２	ブロッサムキッズ 中野桃園クラブ	41	6382－8510	中野3－49－21 第二中野田村ビル1･2階	桃花 平和の森
１３	キッズボイス学童クラブ 新井薬師前校	40	5343－6022	新井5－27－1アールウェイ2階	令和
１４	キッズボイス学童クラブ 平和の森校	30	5343－5060	新井3－16－7	平和の森
１５	学童保育じゃんぷ 鷺宮クラブ	40	5848－8457	鷺宮5－24－23	武蔵台 上鷺宮
１６	学童保育じゃんぷ 中野中央クラブ	33	6382－6375	中央5－40－18キャピトル丸山2階	桃花
１７	ウィルキッズフィールド 中野 野方クラブ	30	5356－6651	野方5－28－5市村ビル2階	北原 啓明
１８	ウィルキッズフィールド 中野 宮園クラブ	35	5358－9734	中野1－55－3フェリスビル2階	谷戸 （塔山）

もくじ

Ⅰ　学童クラブとは　・・・・・・・P1

Ⅱ　学童クラブの利用にあたって　・・・・・・・P4

Ⅲ　2025（令和7）年度 学童クラブ募集要項　・・・・・・・P6

Ⅳ　学童クラブ利用基準指数　・・・・・・・P12

中野区内の施設配置図・・・・・・・P18

学童クラブ Q＆A・・・・・・・P19

「2025年度学童クラブ利用案内」に添付されている書類

※①から④まで、すべて揃っているかをご確認ください。

① 提出書類確認書

② 学童クラブ利用申請書　及び（記入例）

③ 就労（採用内定）証明書　及び（勤務先の方へ記入例）

④ 就労等実績申出書

※次の書類は利用案内に添付していません。必要な場合は当施設にお申し出ください。

〇申出書

〇診断書

〇通学等支援（移動支援）サービスのご案内

ご不明な点がございましたら当施設にお問い合わせください。

Ⅰ　学童クラブとは

学童クラブは、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業として、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした、放課後の遊びや生活の場です。

学童クラブの生活は放課後から始まります。その点が保育園や幼稚園での生活と大きく異なるところです。また、保護者の就労時間などだけでなく、子どもたちの学年や生活状況などによっても放課後の生活は異なり、学童クラブの利用時間や必要度が違ってきます。

学童クラブでは、遊びや活動などを通じて自主性、社会性などを培い、子どもたち一人ひとりが放課後自立した生活を送る力を身に付けることを目指し、家庭と協力して支援を行っています。

１　対象児童

学童クラブの対象児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

（1）住　　所　中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。）

（2）学　　年　小学校1年生から6年生。
ただし、4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童（※）

※　特別な支援を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合や発達について病院で診断を受けたり、施設などに通所や相談をしていることと併せて、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さんです。

（3）利用要件　保護者と児童の状況が学童クラブ利用要件（3ページ参照）に該当する児童

２　利用期間

4月1日から翌年3月末日の1年間です。1年ごとの申請（年度単位の利用）となります。

※当施設の場合は在籍児童のご家庭が優先的に申請できる「継続利用申請」という申請方法があります。

受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期（1か月以上）利用もできます。

３　開設日

（1）学童クラブを開設する日　　月曜日から土曜日までの毎日

（2）学童クラブが休みとなる日　　日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日
12月29日～1月3日
その他　、区長が必要と認めた日

４　開設時間

月曜日～金曜日	放課後～20時
土曜日、学校休業日　※	8時～20時

18時～20時は、保護者（または大人の代理人）の方のお迎えが必要です。

※　学校休業日＝夏休み等の長期休業日、行事振替日等

５　定員

40名（継続利用者の先行申請を含む）

６　費用

（1）保　育　料　　月額5,600円（児童一人につき）

（2）納付方法　　月謝袋による納付

（3）減額・免除（減免）について

	対　　象	内　容
1	学童クラブ利用児童が複数いる世帯（※1）	2人目以降 保育料月額2,800円
2	生活保護受給世帯 令和5年度住民税非課税世帯（※2） 令和4年度就学援助受給世帯（※3）	保育料免除
3	「学童クラブ利用休止届」を提出し、1日も利用しなかった月	保育料免除
4	アレルギーなどにより、学童クラブが用意するおやつを食べることができない児童	学童クラブ所長にご相談ください

（※1）減額の対象となる学童クラブは、区内・外、公設・民設を問わず、放課後児童健全育成事業に規定されている放課後児童クラブ（中野区では学童クラブ）です。

（※2）「住民税非課税世帯」の場合、令和6年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。（税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。）

（※3）「就学援助」とは小・中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学援助の可否が決定されます。就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。また、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4～6月分の保育料が免除となります。

（4）保育料の決定

① 学童クラブ利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき決定します。（4～6月は前年度の情報により決定します。）

② 保育料は4月中旬に決定し、保護者へ通知します。なお、6月の住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる世帯については、改めて保護者へ通知します。

（5）同意書について（利用決定後に提出）

保育料の決定にあたっては、区が皆さまの課税状況等を確認させていただき、減免を含めた決定を行います。それに伴い、課税状況を確認するために保護者の方の同意が必要となります。

保育料減免の希望の有無にかかわらず、全員の方の提出が必要です。同意書の提出がない場合は、減免の対象となりませんので、ご注意ください。

★令和6年1月2日以降に中野区に転入された世帯の方へ

令和7年4月～6月の保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は、以下の書類（両方該当する世帯はどちらか一方）をご提出ください。

住民税非課税世帯	前住所地発行の「令和6年度（令和5年分）住民税課税証明書（非課税証明書）」世帯全員分
就学援助受給世帯	前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和6年度に中野区の公設学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※令和7年7月以降の保育料につきましては別途ご案内いたします。

7　利用要件

学童クラブを利用できる要件は、後述の「（1）保護者の状況」、「（2）児童の状況」のいずれにも該当し、放課後（※1）1時間30分以上適切な保護を必要とする日が週3日以上（4週で12日以上）あることを常態（※2）とする場合です。

※1　放課後の起点とする時間・放課後1時間30分以上とは

		放課後の起点とする時間	1時間30分以上
月曜～金曜	1年生	14時30分	16時以降
	2年生	14時30分	16時以降
	3年生以上	15時15分	16時45分以降

（但し、夏休み等の長期休業日のみの利用の場合は、朝8時以降4時間以上保護に欠ける場合とします。）

※2　常態とは概ね1か月間は同じ状態とします。

（1）保護者の状況

就労		雇用されている場合（外勤・在宅勤務）
		会社経営または自営の場合
就学または就労のための技能習得		学校教育法に定める学校等、または職業訓練施設に通っている場合（就学場所等が自宅外に限る）
疾病	入院	1か月以上の長期入院をしている場合
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥（びょうが）状態）、児童の保護に当たることが相当の負担になる場合
障害		身体障害者手帳4級以上、愛の手帳4度以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上の場合で、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合
看護・介護等		親族等の看護・介護のため、常態として児童の保護に当たれない状況にある場合
求職		求職期間中において、放課後1時間30分以上適切な保護ができない日が週3日以上あることを常態とする場合
その他		前各号に掲げるもののほか、明らかに適切な保護に当たれないと認められる場合

※　就労等の時間には通勤時間も含まれます。（13ページ【通勤・通学等に要する時間の考え方について】を参照してください）
※　夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間（通勤時間を含む）から8時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。
※　就労中で産前産後休暇を取得している場合は利用要件に該当しますが、育児休業中は該当しません。
※　保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。
※　両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。
※　求職による利用期間は1ヶ月、年1回限りとします。

（2）児童の状況

①　保護が必要な日の、放課後1時間30分以上学童クラブを利用する日が週3日（4週で12日）以上あることを常態とする場合。
②　4年生から6年生は、特別な支援を必要とする児童とする。

※保護が必要な日に「定期的な習い事や塾」等があり、常態として学童クラブを欠席する日は「利用する日」－1日、早退する日は「利用する日」－0.5日として換算します。
「早退」とする時間は下表のとおりです。

区分		「早退」とする時間
月曜～金曜	1年生	16時30分より前
	2年生	16時30分より前
	3年生以上	17時15分より前

※　利用開始後に常態として、上記のとおり欠席または早退する日があり、保護が必要な日の利用日数が3日未満（4週で12日未満）になったと判断される場合は、入会要件を満たさないことになるため、原則として当該月末日で利用辞退となります。
※　欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、放課後子ども教室参加、健康上の理由（急な病気や怪我、それに伴う通院）および家庭事情による急用等は除きます。

Ⅱ　学童クラブの利用にあたって

1　学童クラブへの行き帰りについて

（1）　学童クラブは、お子さんによる通所を原則としています。但し、利用時間が18時を過ぎる場合は、保護者（または大人の代理人）の方のお迎えが必要です。代理人は高校生以上に限る。
（2）　学校から自宅や塾、習い事等に行き、その後学童クラブを利用することはできません。
（3）　障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は保護者の方の責任で介助者をつけていただきます。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅・学校・学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。
　ご案内のちらしが学童クラブにありますので、必要な場合は学童クラブにお声かけください。事業の内容については、中野区障害福祉課・障害者支援係（3228-8706）にお問い合わせください。

２　おやつ、食物アレルギー等について

学童クラブ利用時間内におやつ等の提供をします。

食物アレルギーのあるお子さんについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後個別に状況をお聞きします。利用開始前に学校に提出した『学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）』のコピーを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

３　お弁当について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。

４　外出について

学童クラブでは出席後の外出は認めていません。通院や、塾・習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。

５　保育料の納付について

保育料は原則として月謝袋でのお支払いをお願いしています。

６　利用辞退、利用休止、申請事項を変更するとき

学童クラブの利用を辞める、利用を休止する、また、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。（届出用紙は学童クラブにあります。）

申請事項（住所、勤務先、勤務状況、利用日・時間等）に変更があった時	「学童クラブ申請事項変更届」
学童クラブの利用を辞める時、休止（最長2か月まで）する時	「学童クラブ利用辞退・休止届」 ＊1日も学童クラブを利用しない月の前月末日までにご提出ください

７　求職、育児休業について

学童クラブ利用中に離職した場合、求職要件で学童クラブを利用できるのは1か月間ですが、離職した月は含みません。（離職の翌月の初日から1か月になります。）

育児休業中の利用はできません。ただし、復職する月は月の初めから利用することができます。（復職が1日付の場合は前月から利用できます。）

＊8ページの「育児休業中に申請する方」の項をご参照下さい。

８　年度途中の審査及び利用状況の確認について

（1）　利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は直ちに利用している学童クラブに変更届と必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合には、利用要件を満たすかどうか確認を行います。

利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日を以て利用辞退となります。

（2）　利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週3日以上の利用がない状況が1ヶ月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日を以て利用辞退となります。

Ⅲ　２０２５（令和７）年度　学童クラブ募集要項

１　学童クラブ利用申請の流れについて

学童クラブ利用案内
・利用申請書類配布
11/1（金）～

●第１期申請期間●２０２５年４月中に利用開始を希望する方

第１期申請受付

１１/１５(金)
～１２/１３(金)
（日曜、祝日は除く）

★　申請にあたっては利用案内1ページの対象児童及び同3ページの利用要件をご確認ください。
★必要書類をすべてご用意の上、お申し込みください。
・就労、就学等それぞれの条件により用意していただく書類が異なりますのでご注意ください。（9～11ページ参照）
★　コピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。
★　受付時に書類確認を行います。確認にお時間をいただきますので、予めご了承ください。
※　書類に不備があると受付できない場合があります。
※　この期間は先着順ではありません。
※　他の区立学童クラブ、民間（民設民営）学童クラブと併願することはできません。

調査・確認

★　利用を希望する学童クラブや育成活動推進課担当者から、保護者・職場へ電話確認を行う場合や追加資料の提出をお願いする場合があります。

審査、決定

★　学童クラブ利用基準指数（13、14ページ参照）等をもとに審査を行い、指数の高い順に各学童クラブの定員数まで利用を決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の順位の方は利用待機となります。

審査結果通知（１月 31 日付）必ず開封して内容をご確認ください

●4月1日から利用できる場合
「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

●「利用待機」となる場合
「学童クラブ利用承認通知書（待機）」を郵送します。その他欄に待機順位が記載されていますのでご確認ください。「利用待機」になった場合について、次ページをご参照ください。

「利用待機」とは・・・
申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用が可能になるまでお待ちいただく状況のことです。

第１期申請審査結果が「利用待機」になった場合

明日葉学童クラブ鷺宮が利用できるまで待機する場合 ➡ 利用可能になった段階でクラブからご連絡します。

第２期申請期間に空きのある学童クラブの利用を希望する場合 ➡ 第２期申請期間に当施設に連絡をしてください。申請書一式をお返しします。

●どの場合も第１期申請で決定した利用待機の順位を取り消さずに申請ができます。第２希望の学童クラブの利用が内定した場合は、当施設に辞退届を提出してください。辞退届提出後、正式決定になります。
●第２希望の学童クラブが利用不可の場合は、明日葉学童クラブ鷺宮での待機になります。

学童クラブの空き状況は2/1に中野区ホームページに掲載します。

●第２期申請期間●空きのある学童クラブの利用申請を希望する方

第1期申請期間 11/15～12/13 に申し込みをしなかったが、4月中に学童クラブの利用を希望する方、第1期申請で利用待機になり、空きのある学童クラブに希望を変更する方は、この期間に受入れ人数に空きのある学童クラブに利用申請ができます。すでに定員を超えている学童クラブには申請できません。学童クラブの空き状況は 2/1 に中野区ホームページに掲載します。

当施設も同時期に第2期申請受付を行います。詳細は直接各学童クラブにお問い合わせください。

第２期申請受付
2/1(土)～2/１０(月)
（日曜、祝日は除く）

この期間は先着順ではありませんが、第1期申請で利用待機となった方のうち、利用申請書に第2希望の学童クラブを記入された方・第2希望を変更されなかった方が優先になります。

審査、決定

第1期申請時と同様に審査を行います。申請数が定員を超えた場合、ご利用いただけないことがあります。

審査結果通知
（２月下旬～３月上旬）

○第1希望の学童クラブの利用待機となっている方には「学童クラブ利用内定のお知らせ」を送付しますので、第1希望の学童クラブに「利用辞退届」をご提出ください。提出を確認後、当施設より「学童クラブ利用承認通知書」を送付します。

○第2期申請で新たに学童クラブ利用を申し込んだ方には、「学童クラブ利用承認通知書」または「学童クラブ利用承認通知書（待機）」を送付します。

●　求職要件で利用を希望する方及び第１期・第２期申請受付期間に申し込みをしなかった方

3月1日（土）から先着順に申請を受付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請ができますが、「利用待機」となりますので、申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

●　２０２５年５月１日以降の利用を希望する方

利用開始日の1か月前から先着順に申請を受付けます。すでに定員に達している学童クラブにも申請ができますが、「利用待機」となりますので、申請前に希望の学童クラブにご相談ください。

●　育児休業中に申請する方

学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。5月1日までに職場復帰する場合は第1期及び第2期申請受付期間に申し込みが可能です。就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間、育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに、ご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。（提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。）

●　中野区に転入予定の方

中野区に転入予定の方で、令和7年4月末までに住民票を異動される場合は、第1期・第2期申請受付期間にも申し込み可能です。P9の4（3）の書類を揃えて提出してください。

２　利用申請手続きについて

（1）　利用申請は、年度ごとに必要です。新学年での継続利用を希望する場合も改めて申請手続きをしてください。

（2）　同時に区内の2つ以上の学童クラブに申請することはできません。
例：区立学童クラブと区立学童クラブ、区立学童クラブと民間（民設民営）学童クラブなど

３　一括申請受付期間・受付場所等

（1）　受付期間
第1期　2024年11月15日（金）から2024年12月13日（金）
第2期　2025年2月1日（土）から2025年2月10日（月）
第2期は受け入れ人数に空きがある学童クラブのみ受け付けます。
＊　上記期間以外の受付は2025年3月1日（土）からになります。

（2）　受付場所
＊明日葉学童クラブ鷺宮に提出してください。
＊書類に不備がある場合は受付できません。書類の確認のため提出時にお時間をいただきますのでご了承ください。

受付場所 第1期申請　11月15日(金)～12月13日(金) 第2期申請　　2月1日(土)～2月10日(月)	受付時間
明日葉学童クラブ鷺宮(日曜日・祝日を除く)	【月～金】 11時30分～19時30分 【土】 8時30分～16時30分

４　申請に必要な書類

書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消えるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。

(1)　学童クラブ利用申請書　児童1人につき1部必要

(2)　保護に欠ける状況を証明する書類

・学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。
・保護者双方(事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含む)それぞれの書類が必要です。
・利用要件、就労状況によって提出書類が異なりますので、次ページ以降の表(※)でご確認ください。
・兄弟姉妹で申請する場合は、原本1部、他はコピーの提出でかまいません。

(3)　その他添付書類(必要に応じて)　　＊具体的な書類については、お問い合わせください。
＊2025年4月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類(賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等)が必要です。
＊離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

※保護に欠ける状況を証明する書類　　学童クラブ利用開始時の状況が基本となります

		書類名	内　　容
就労	雇用されている方	就労(採用内定)証明書	勤務先で記入してもらってください。 ※勤務実態について不明な点があるときは、勤務先に問い合わせる場合があります。 ※不規則勤務、ローテーション勤務、変形労働時間制(フレックスタイム制等)の方は、直近3か月のシフト表・タイムカード(勤務実績表)のコピー(勤務時間のわかる書類)を添付してください。 ※在宅勤務、テレワーク等の場合は、その状況がわかるようにその他の状況に記入または、その日ごとに勤務している場所がわかる書類を添付してください。 ※恒常的な残業がある場合は、直近3か月のタイムカード(勤務実績表)等のコピーを添付してください。 ※派遣社員の方は、派遣元の就労証明とともに、派遣先の内容がわかるような契約書のコピー等を添付してください。 ※育児時間をとって短時間勤務になっている場合は実態に合わせて記入してください。 ※採用内定の場合は、利用開始後1か月以内に就労証明書を提出してください。 ※4月1日現在、産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。 ※育児休業から復職予定の方は、就労証明書に復職予定日を記入し、復職後に復職証明書を提出してください。

就労	ご自分が証明者になる方 （自営業・事業主・フリーランス等）	就労等実績申出書 その他証明書	ご自身で記入してください。 ※直近3か月の就労実態を、就労等実績申出書に記入してください。 ※併せて、仕事の内容・仕事量が証明できる書類のコピーを添付してください。〔次ページ参照〕
就学等	就学・就労のための技術習得をしている方	申出書 在学証明書等	ご自身で、申出書に状況を記入してください。 ※併せて、在学証明書・入学許可証明書等とカリキュラム（時間割）など状況のわかるものを添付してください。（就学予定の方は、利用開始1ヶ月以内に提出のこと）
疾病	入院・療養等の方	申出書 診断書	ご自身で、申出書に状況を記入してください。 ※併せて、区の様式による診断書を添付してください。
障害	障害のある方	申出書 手帳の写し	ご自身で、申出書に状況を記入してください。 ※併せて、障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。
看護等	看護・介護をしている方	申出書 就労等実績申出書 その他証明書	ご自身で、申出書に状況を記入し、就労等実績申出書に直近3か月分の実績を記入してください。 ※併せて、介護保険証や障害者手帳または愛の手帳の写し、診断書等、ある場合はケアプランのコピーなど状況のわかるものを添付してください。
求職	求職活動をしている方	申出書 その他証明書	ご自身で、申出書に状況を記入してください。 ※併せて、就職活動を証明する書類(ハローワークカードのコピー、不採用通知)など状況のわかるものを添付してください。

＊申出書・診断書が必要な方は、お手数ですが当施設にお申し出ください。

●会社経営・自営・個人事業主の方へ

ご自分が就労の証明者になる場合には、
「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

例えば、下表のような、事業主の名前・開設している所在地などが明記された証明書の写しや、 仕事の内容や時間などがわかるものです。契約の写しがない場合は、契約内容・業務時間が示されているメール等の写しを提出してください。（原則、直近3ヶ月分の証明が必要です。）

仕事の種類・形態等	添付書類
飲食店を開業している	保健所等が発行している飲食店営業許可の写し、及び営業時間の載っているチラシなど
美容院・理容院等を開業している	保健所等が発行している確認証の写し、及び営業時間が載っているチラシなど
個人経営の病院や歯科医院などを開業している	保健所等が発行している開設許可証の写し、及び診療時間が載っている診察券など
会社等を経営している	営業許可証の写し、及び会社のチラシなど
ピアノ教室・塾などを開業している	教室の案内書など事業に関わる時間がわかるもの
事業・仕事を個人で請け負っている	契約の写し、及び受注票など業務時間がわかるもの
フリーライター・執筆業・漫画家・翻訳家・研究家など	契約の写し、及び執筆した書籍・記事などで、署名が付記されているものなど
フリーの技術者	契約の写し、及びシフト表など
Webデザイナー	受注票など、HPの場合は、個人の住所・名前が明記されているもの

●育児休業取得中の場合

育児休業取得中は、学童クラブは利用できません（年度途中に育児休業に入られた場合は利用辞退となります）。

入会の申請をする場合は、学童クラブの利用を開始する月の翌月1日までに育児休業中の職場に復帰することが条件となります。（5月1日までに復職する場合は、第1期及び第2期利用申請受付期間に申請することができます。）就労証明書に、復職した場合の勤務日や時間等を記入してもらい、備考欄に育児休業期間と復職予定日を明記してもらってください。復職後は速やかに、ご利用中の学童クラブに「復職証明書」を提出してください。（提出されない場合は、利用辞退していただく場合があります。）

５　転居や指定校の変更に伴う手続きについて

転居や指定校変更申立の結果などによって希望する学童クラブを変更する場合は、速やかにはじめに申請した学童クラブにご相談ください。

Ⅳ　学童クラブ利用基準指数

１－（１）各保護者の状況及び基準指数

保護者それぞれに指数を付けます。一人で2項目以上に該当する場合は、指数が最高の項目を適用します。

各保護者の状況			指数
類型		細目	
就労 （月曜日から土曜日の就労状況）		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１８時以降である日が週３日以上あることを常態とする場合	２０
		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１７時～１８時前である日が週３日以上あることを常態とする場合	１８
		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１６時～１７時前である日が週３日以上あることを常態とする場合 ※利用要件から３年生の保護者は１６時４５分以降である必要がある。	１６
就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学等が終了した時間）の細目を準用する。	就労に準ずる
疾病	入院	１か月以上の長期入院の場合	２０
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当ることが相当の負担になる場合	１８
		上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	１２
障害 （身体障害者手帳４級以上、愛の手帳４度以上、精神障害者保健福祉手帳３級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。）		身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度または精神障害者保健福祉手帳１・２級の場合	２０
		身体障害者手帳３級、愛の手帳４度または精神障害者保健福祉手帳３級の場合	１６
		身体障害者手帳４級の場合	１２
看護・介護等（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当れない状況にあること。）	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護等の時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から４点減算する。	１２～１６
求職		放課後適切な保護ができない日が週３日以上あることを常態とする場合	１２
不存在			２０
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

※　就労等の時間には通勤（移動）時間も含みます。

【通勤・通学等に要する時間の考え方について】

保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合　において、自宅と職場等（事務所、学校、看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。

①　自転車の場合は、直線1kmにつき10分（時速6km）とします。
②　自家用車、オートバイの場合は、直線1kmにつき4分（時速15km）とします。

１－（２）児童及び世帯の状況及び調整指数

<table>
<tr><th colspan="3">条件</th><th>調整指数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">保護を必要とする日数による調整</td><td colspan="2">月曜から土曜の間に週６日の場合</td><td>＋２</td><td rowspan="7">１、２年生は１６時前、３年生は１６時４５分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週５日の場合</td><td>０</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週４日の場合</td><td>－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">月曜から土曜の間に週３日の場合</td><td>－４</td></tr>
<tr><td>早退による調整</td><td colspan="2">１、２年生は１６時～１６時３０分、３年生は１６時４５分～１７時１５分に早退する場合（１日の早退につき－１）</td><td>－１</td></tr>
<tr><td rowspan="3">世帯の状況による調整</td><td rowspan="2">ひとり親家庭の場合</td><td>１、２年生</td><td>＋４</td><td rowspan="2">単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。</td></tr>
<tr><td>３年生以上</td><td>＋２</td></tr>
<tr><td colspan="2">両親の不存在等により親族等が養育している場合</td><td>＋４</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">学年による調整</td><td colspan="2">１年生</td><td>＋２</td><td rowspan="3">特別支援児童については、マイナス調整は行わない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">２年生</td><td>－２</td></tr>
<tr><td colspan="2">３年生</td><td>－４</td></tr>
<tr><td>特別支援児童※</td><td colspan="2">各学年共通</td><td>＋２</td><td>身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。</td></tr>
<tr><td colspan="3">学童クラブ保育料を2か月分以上滞納している場合
（兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む）</td><td>－６</td><td>審査時の納付状況による。</td></tr>
</table>

※学童クラブ保育料を3か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に3か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

※　障害等により、特別な支援を要する児童の利用について

特別支援児童の加点は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合や特別支援学級、特別支援学校へ通所している場合です。障害等により特別な支援を要する児童については、利用申請書の「児童の状況」欄にご記入ください。必要に応じて、直接保護者にお話を伺うことや、保育園、幼稚園や通所施設（アポロ園、ゆめなりあ等）に状況を確認させていただきます。また、障害の状況によっては、施設、設備の状況により希望する学童クラブの利用について相談させていただく場合もあります。学童クラブの利用についてご不安がある場合は事前にご相談ください。学童クラブの対象である小学生のうち、4年生から6年生は、特別な支援を必要と認められる児童が利用することができます。

１－（３）「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

① 保護者の勤務等が重なっている日が、「保護の必要な日」となり、それが月～土曜まで3日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

≪例1≫

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	勤務
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	休
保護が必要な日の判定			当らない	○	○	当らない	○	当らない	

・ 保護の必要な日が3日で利用対象となるが、調整指数「－2」となる。

≪例2≫

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	7:15まで	休	18:00まで	17:15まで
	母	シフト勤務	16:15～	7:15まで	休	17:15まで	17:15まで	16:15～	休
保護が必要な日の判定			○	当らない	当らない	当らない	当らない	○	

・ 火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の8時間を加えた時間が15:15となり、保護の必要な日に当たらないため、保護の必要な日が2日となり、利用対象とならない。
（4ページの夜間就労の場合を参照）

② 保護の必要な日の利用日数が3日以上あることが要件で、定期的な習い事・塾等に行っている場合は差し引いて換算します。（早退については4ページを参照）

≪例3≫

	月	火	水	木	金	土
保護が必要な日の判定	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	塾で欠席	

・ 保護者の勤務等による保護の必要な日が3日以上あるので利用対象となる。但し、塾で欠席する日が1日あり「保護の必要な日数による調整」の週3日に該当するため－2となる。

≪例4≫

	月	火	水	木	金	土
保護が必要な日の判定	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	塾で欠席	利用	塾で15時早退	利用	利用	

・ 保護者の勤務等による保護の必要な日が3日以上あるので利用対象となる。但し、塾で欠席する日が1日、また、水曜日の早退は「早退となる時間」よりも早く帰宅するため、保護の必要な日に該当しないことから、「保護の必要な日数による調整」の週3日に該当し－2となる。

2　入会の審査・順位について

(1)利用の決定

利用要件(3ページ参照)に該当するかどうかを審査し利用を承認します。

(2)定員を超えた場合の利用の決定方法

① 第1期及び第2期ともに申請受付期間内に申請され、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、指数(基準指数と調整指数を合算したもの)の高い順に、定員まで利用承認を行います。指数が同点だった児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、原則として別に定める判定方法(下表参照)により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機」となります。

② 3月1日以降に申請された場合は、①で決定した最後の待機順位の次の順位となります。(この場合は、申請順で待機順位が決まります。)

●指数が同点の場合の利用児童の判定方法

判定順	調　整　要　件
1	特別な支援が必要な児童
2	学年の低い児童
3	4週間あたりの利用時間数が多い児童
4	保護の必要な日のうち出席日数の多い児童
5	保護の必要な日の判定条件にあたる就労等の時間の4週間あたりの総時間数(保護者のうち時間の短い方)の多い児童
6	保護者の就労等が自宅外の児童
7	両親不存在、ひとり親世帯の児童
8	同居または同一敷地内の建物(隣接敷地内及び集合住宅を含む)に居住の祖父母または保護する人がいない児童
9	その他

●利用待機とは

申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用可能になるまでお待ちいただく状況のことです。

年度途中で利用辞退者が出るなど、定員に空きが生じ次第、学童クラブ利用承認通知書(待機)「その他欄」に記載されている待機順位の上位者から順に利用開始可能のご案内をします。

学童クラブ以外の地域の中の子どもたちの居場所　参考

子どもたちは、学年が上がるにつれて塾や習い事に行く機会が増えたり、成長とともに生活経験を重ねできることが増え、活動範囲が広がることで「学童クラブ以外の友達ともっと自由に遊びたい」と希望するようになることがあります。また、学童クラブを利用しない生活を模索しなければならない場合もあります。子どもたちが大人の目のないところで過ごすことに対する不安や、子どもが自分でちゃんとできるのかと悩ましく思われる保護者の方も多いかと思います。

中野区には子どもたちの放課後の居場所として、児童館とキッズ･プラザが設置されています。児童館やキッズ･プラザは、子どもたちを見守る大人がいて、子どもたちの体験の幅を広げる活動や事業を通して子どもたちの成長を支える場です。子どもたちが、放課後を安心して過ごす場として活用することを是非ご検討ください。

事業名		児童館	キッズ・プラザ	学童クラブ
利用対象		小学生 （0歳から18歳以下）	中野区在住・在学の小学生	中野区在住で、放課後家庭で適切な保護を受けられない小学生（4～6年生は特別な支援を必要とする小学生）
開設時間	月曜日～金曜日	１０時～１８時 （月曜を除く）	当該小学校の授業終了時～１８時	当該小学校の授業終了時～１９時
	授業のある土曜日	９時～１７時 （月曜を除く）		
	授業のない土曜日・学校休業日		８時３０分～１８時	８時～１９時
利用方法		・家庭での約束による自由な利用 ・一度帰宅してから利用 ・施設の出入りは自由	・家庭での約束による自由な利用。 ・放課後直接利用、帰宅後利用のどちらも可。 ・**入退館管理システム**(※)で、保護者は子どもの利用の有無を把握できる。	・担当の職員が、登録児童の出欠や生活面を把握し保護をする。 ・連絡帳で、子どもの状況や利用日時などを保護者と確認する。 ・塾や習い事などにいく時は、早退となる。
お弁当・おやつ		・お弁当やおやつはご相談に応じて食べるスペースを提供する。 （児童館によって対応は異なる。）	・お弁当は決められた時間に食べることができる。 ・おやつを食べることはできない。	・お弁当は決められた時間に食べる。 ・おやつの提供あり。
緊急時の対応		・体調不良やけがなどは、症状によっては保護者に連絡しお迎えがあるまで保護する。緊急を要する場合は、病院へ付き添うこともある。 ・災害などの場合は、子どもの安全を確保できる対応を行う。		
利用料		無料	無料	有料（保育料）

※　入退館管理システムとは・・・キッズ・プラザを利用するには利用登録をし、「キッズ・プラザ利用証」の発行を受けます。利用する日は「利用証」を携帯し、入退館システムのカードリーダーにかざすことで、希望により登録したメールアドレスにお子さんの入退館の状況を知らせることができます。（学童クラブ利用児童も同様です。）

各施設の様子は、下記動画からご覧になれます。

中野区

中野区内の児童館、キッズ・プラザ、学童クラブ

■民設民営学童クラブ

1 ・・・コンビプラザ中野南台キッズクラブ
2 ・・・トレジャーキッズクラブ中野新橋校
3 ・・・にじいろほんごう学童クラブ
4 ・・・にじいろなかの学童クラブ
5 ・・・にじいろあいロード学童クラブ
6 ・・・にじいろのがた学童クラブ
7 ・・・中野江原こどもクラブ
8 ・・・明日葉学童クラブ鷺宮
9 ・・・にじいろはくおう学童クラブ
10 ・・・学童クラブピノキオハウス
11 ・・・にじいろ江古田の杜学童クラブ
12 ・・・学童保育じゃんぷ鷺宮クラブ
13 ・・・キッズボイス学童クラブ新井薬師前校
14 ・・・キッズボイス学童クラブ平和の森校
15 ・・・ブロッサムキッズ中野桃園クラブ
16 ・・・学童保育じゃんぷ中野中央クラブ
17 ・・・ウィルキッズフィールド中野　野方クラブ
18 ・・・ウィルキッズフィールド中野　宮園クラブ

HP 版はこちらから
ご覧になれます。

学童クラブＱ＆Ａ

●学童クラブの利用について

Ｑ　学童クラブの見学はできますか。
Ａ　開設時間内であれば見学可能です。あらかじめ学童クラブまで連絡をお願いします。

Ｑ　送り迎えは必要ですか。　（関係ページ　Ｐ４）
Ａ　１８時までに帰宅する場合は送り迎えは必要ありませんので、学童クラブの利用を開始する前にお子さんと一緒に経路や危険か所を確認しながら歩いてみることをお勧めします。
１８時より前に帰宅する場合でもお迎えをすることは可能です。（お迎えができるのはあらかじめ学童クラブに報告した方のみになります）

Ｑ　学校から学童クラブに一人で行けるか心配です。
Ａ　入学後しばらくは学童クラブの職員が学校までお迎えに行きます。その期間に、安全に学童クラブに行くことができるよう職員が援助しています。

Ｑ　年度の途中で習い事で早退する日が増えました。学童クラブの利用を続けることはできますか。（関係ページ　Ｐ３・４）
Ａ　常態として早退する日は「利用する日」から－０．５日として換算しますので、早退する日が多くなると利用要件に該当しなくなる場合があります。その場合は利用辞退となりますのでご注意ください。

●利用申請について

Ｑ　指定校変更を希望していますが、その場合どの学校区の学童クラブを希望したら良いですか。（関係ページ　Ｐ１７）
Ａ　希望する学校区内の学童クラブに申請していただき、指定校変更申立の結果により変更したい場合は、速やかに申請した学童クラブにご連絡ください。

Ｑ　保育園の就労証明書の様式を学童クラブの申請に使えますか。
Ａ　保育園と学童クラブでは入会審査に必要とする情報が異なりますので、学童クラブの様式をお使いください。

Ｑ　利用申請書は郵送で提出できますか。（関係ページ　Ｐ８）
Ａ　書類に不備があった場合にその場で対応できるよう直接受付場所にお持ちください。郵送は遠方にお住まいの方等、直接提出するのが困難な場合にさせていただきます。ご理解お願いいたします。

その他、学童クラブの生活や申請方法について知りたいこと、聞いておきたいことがありましたら、希望する学童クラブまたは育成活動推進課までお問い合わせください。